

特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、道路ストック（道路照明灯）法定点検業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(履行場所)

第2条 本業務の点検範囲は、別添一覧表に示す甲府市内の道路照明灯設置箇所とする。

(履行期間)

第3条 履行期間は、別添業務委託契約書に定める期間とする。

(業務カルテ)

第4条 受託者は、契約時または変更時において、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約締結後10日以内に、変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請するものとする。
また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出するものとする。

(業務計画書)

第5条 受託者は、契約締結後15日以内に業務計画書を提出すること。なお、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

(点検目的)

第6条 本業務は、「附属物（標識、照明施設等）点検要領」及び「総点検実施要領（案）【道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編】」に基づき、甲府市が管理する道路照明灯の点検を行い、現状を把握することにより異常又は損傷を早期に発見するとともに、対策の可否を判定し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的とする。

(点検内容)

第7条 点検の内容は以下のとおりとする。

- 1) 「附属物（標識、照明施設等）点検要領」（R6.9 国土交通省）及び「総点検実施要領（案）【道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編】」（H25.2 国土交通省）に基づき実施するものとし、点検種類は「詳細点検」とする。
- 2) 点検により確認されたボルトのゆるみ、欠落などはその際に修復する。その場で修復できない異常等が発見された場合は監督員に連絡を行い協議すること。
- 3) 対象道路照明灯の全ボルト部において、ボルト、ナット、座金及びブレー

ト部に連続したマーキング（合いマーク）を施工すること。

- 4) 点検の際、管理番号を印したラベルを各照明柱に貼付すること。なお、ラベルの形状については監督員と協議のうえで決定するものとする。

（点検基数）

第8条 点検基数は別添業務委託契約書に示すとおりとするが、現地精査を行い、基数について相違があった場合は、監督員と協議を行うこと。地際部現況調査については、老朽化が進行し危険度が高いものから選定し監督員と協議し調査を行うこと。

（安全等の確保）

第9条 受託者は現道上の作業を行うに際し、道路使用許可を所轄警察署から得ること。

（交通誘導員）

第10条 本業務の施行に際し、現場の安全確保のため交通誘導員により次のとおり交通誘導業務を実施するものとする。なお、特記仕様書によりがたい場合は、監督員と協議を行うこと。

交通誘導員の配置人数 2人以上

交通誘導の時間帯 所轄警察署の指示のとおりとするが、8:00～17:00
実労8時間を基本とする。

交通誘導の期間 21日程度

（建設廃棄物の適正処理及び圏内中間処理施設での優先処理）

第11条 点検時に発生するコンクリート殻及びアスファルト殻は、廃棄物処理法に基づく許可を取得している再資源化施設で適正に処分すること。

なお、自県内処理が望ましいため、県内の再資源化施設で処分することに努めるものとする。

（打合せ協議）

第12条 打合せ協議は原則として次に示す3回とする。ただし、その他必要と判断される場合や監督員から指示があった場合については、協議のうえ実施できるものとする。なお、打合せ記録は受託者が行い、監督員に業務打合簿により提出するものとする。

①業務着手時 ②中間時 ③業務完了時

（成果品の提出）

第13条 点検表及び道路標識台帳を作成し提出する。

第14条 提出する成果品は電子納品対応とし、「山梨県県土整備部電子納品要領」及び、「山梨県県土整備部電子納品運用マニュアル」に従い作成すること。提出部数は次のとおりとし、履行期限までに納品すること。

報告書（紙）・・・A4版 2部

電子データ（CD-R） 2部

ただし、監督員の指示があった場合については、別途納品させることができるものとする。

(修補)

第15条 受託者は、第7条に示す修復のほか、委託者が修補の必要があると認めた場合には、定められた期限内に修補を行わなければならない。修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第16条 受託者は、本業務履行中に第三者より受け又は与えた損害については、受託者の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて受託者が負担するものとする。

(その他)

第17条 この特記仕様書に定めのない事項については、山梨県県土整備部共通仕様書に準拠し、業務を進めるにあたり疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議し、その指示に従い実施するものとする。